

池田市多胎家庭サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知に基づいて、多胎児を養育する家庭（以下「多胎家庭」という。）に行う池田市多胎家庭サポート事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、多胎家庭に支援員が訪問し、日常の家事、育児等の支援を行うことにより、保護者が抱える育児の負担、心身の不調、育児不安等を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、池田市とする。ただし、本事業を適切に行うことができると認められる事業者で、かつ、次のいずれかに該当するものへ委託することにより行うものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護の指定を受けている事業所

(支援員の要件)

第4条 本事業を行う支援員は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 介護福祉士、訪問介護員等の資格を有する者又は介護職員初任者研修を修了した者であって、心身ともに健全であり、家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有していると認められるもの
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(利用対象者)

第5条 本事業の利用対象者は、本市の区域内に居住する者のうち、本事業による支援が必要であると市長が認めた次に掲げるような状態にあるものとする。

- (1) 多胎妊婦
- (2) 2歳未満の多胎児の保護者

(本事業の内容)

第6条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事支援 食事の準備、洗濯、掃除、買物代行等による家事支援をいう。
- (2) 育児支援 授乳補助、離乳食の食事介助、外出準備の介助等による育児支援をいう。

(3) 外出支援 外出時の補助、健診・通院の同行、生活必需品の買物同行、保育所等の送迎等による外出支援をいう。

(4) 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴並びに相談・助言
(利用時間等)

第7条 本事業を利用できる時間は、土日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 1回当たりの利用時間は、1時間以内、1時間を超え1時間30分以内、又は1時間30分を超え2時間以内のいずれかとする。

3 利用回数は、1日当たり2回までとする。

4 利用上限時間は、妊娠中が20時間、産後が40時間とする。

5 支援員の訪問は、1回につき1人とする。

(利用申請)

第8条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、池田市多胎家庭サポート事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

(利用決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、必要な調査を行った上、本事業の利用可否及び内容を決定し、池田市多胎家庭サポート事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、本事業の利用を承認したときは、受託事業者に対して申請書の写しを添付した池田市多胎家庭サポート事業受入依頼書（様式第3号）により受託事業者に依頼する。

(利用手続等)

第10条 本事業の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、利用希望の日時を市に申し出るものとする。

2 市は、前項の規定による申出があったときは、速やかに受託事業者と調整を行い、利用者に入入れの可否等について連絡するとともに、利用者折衝記録簿（様式第4号）に当該申出、調整及び連絡の内容を記録するものとする。

3 利用者は、利用日時を変更し、又は利用を中止するときは、当該利用日の前日（休日翌日に利用を予定しているときは休日前日の平日）の午後5時までに、市に連絡しなければならない。

(利用者負担)

第11条 利用者は、本事業の利用月ごとに、別表第1に掲げる利用者負担金に利用回数を乗じて得た金額の総額を、利用月の翌月末までに市に支払うものとする。

2 利用者は、前条第3項に規定する期限までに市に連絡せず、かつ、利用しなかった場合は、当該利用しなかった時間については利用者が本事業を利用したものとみなし、キャンセル料として1日当たり1時間以内の利用者負担金を市に支払わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 支援員が代行する買物に係る費用並びに保育所等の送迎及び外出時の補助等に要する交通費等の実費については、利用者が負担するものとする。

(利用辞退)

第12条 利用者は、本事業の利用を辞退するときは、池田市多胎家庭サポート事業利用辞退届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第13条 市長は、利用者が第5条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき、又は本事業の利用が不相当であると認められるときは、当該利用を取り消すことができる。

(利用終了等)

第14条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、本事業の利用を終了し、池田市多胎家庭サポート事業利用終了通知書(様式第6号)により利用者に通知する。

- (1) 前条の規定により利用の取消しとなったとき。
- (2) 第12条の規定による利用辞退の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により本事業の利用を終了するときは、池田市多胎家庭サポート事業利用依頼終了通知書(様式第7号)により受託事業者に通知する。

(利用者支援台帳)

第15条 市は、本事業の実施に当たり入手した利用者に係る情報を池田市多胎家庭サポート事業利用者支援台帳により保管するものとする。

(委託料)

第16条 市は、別表第2に掲げる委託料(単価)に月ごとの利用時間区分別回数を乗じて得た金額とキャンセルの場合の単価に当該日数を乗じて得た金額の総額を委託料(消費税を含む。)として受託事業者に支払うものとする。

(委託料の請求及び支払)

第17条 受託事業者は、池田市多胎家庭サポート事業委託料請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)に池田市多胎家庭サポート事業実施報告書(様式第9号。以下「報告書」という。)を添付し、事業実施月の翌月10日までに市に前条の委託料を請求するものとする。

2 市は、前項に規定する請求書及び報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に前条の委託料を受託事業者が指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 受託事業者は、本事業に携わる者に守秘義務を課す等、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令を遵守の上、業務により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から実施する。

(支援員の要件に関する経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第12条に規定する懲役又は同法第13条に規定する禁錮に処せられた者は、第4条第2号の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者とみなす。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第11条関係）

利用時間	1回分費用 (総額)	利用料の内訳			
		市民税課税世帯		市民税非課税世帯 生活保護世帯	
		市負担金	利用者負担金	市負担金	利用者負担金
1時間以内	3,000円	2,500円	500円	3,000円	0円
1時間を超え 1時間30分以内	4,500円	3,750円	750円	4,500円	0円
1時間30分を超え 2時間以内	6,000円	5,000円	1,000円	6,000円	0円

※金額は、全て消費税を含む。

別表第2（第16条関係）

委託料（単価）

利用時間	金額（消費税を含む。）
1時間以内	3,000円
1時間を超え1時間30分以内	4,500円
1時間30分を超え2時間以内	6,000円
連絡なくキャンセル又は当日キャンセルの場合	3,000円

池田市多胎家庭サポート事業利用申請書

年 月 日

池田市長 様

池田市多胎家庭サポート事業実施要綱第5条に規定する対象者に該当し、池田市多胎家庭サポート事業による支援を受けたいので、次のとおり申請します。また、同意事項1～4について同意します。

申請者	(ふりがな) 氏名			生年月日 年 月 日 (歳)
	住所	池田市		電話番号
		緊急連絡先 氏名 住所	申請者との関係 電話番号	
	出産日又は出産予定日	令和 年 月 日		
同居者の状況	氏名	続柄	生年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
希望内容	<input type="checkbox"/> 家事支援 ()			
	<input type="checkbox"/> 育児支援 ()			
	<input type="checkbox"/> 外出支援 ()			
訪問希望	<input type="checkbox"/> 希望曜日 月・火・水・木・金			
	<input type="checkbox"/> 希望時間帯 午前・午後			
世帯の区分	<input type="checkbox"/> 市民税課税世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯			

【同意事項】（各項目欄の□に「✓」を入れてください。）

- 1. 池田市が私及び同一世帯員の市民税情報について調査・閲覧することに、また、調査の結果、確認ができなかった内容については、証明できる書類を提出することに同意します。
- 2. 利用を承認されたときは、本事業を受けるに当たり必要な情報を支援員等に提供することに同意します。
- 3. 利用決定後、利用日をやむを得ず変更又はキャンセルする場合は、期限までに市に連絡することに同意します。
- 4. 利用者負担金を期限までに市に支払うことに同意します。

池田市多胎家庭サポート事業利用承認（不承認）通知書

様

池 田 市 長

年 月 日付けで申請のあった池田市多胎家庭サポート事業の利用について、池田市多胎家庭サポート事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

1. 承認

申請者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日（ 歳）
	住 所 〒 電話番号	
支援内容	<input type="checkbox"/> 家事支援（ ） <input type="checkbox"/> 育児支援（ ） <input type="checkbox"/> 外出支援（ ）	
備 考		
その他	1. 利用曜日及び時間の変更を希望される場合は、期限までにこども家庭課に連絡してください。 2. 支援員が代行する買物等に係る費用並びに保育所等の送迎及び外出時の補助に要する交通費の実費については、利用者の負担となります。	

2. 不承認

理 由	
-----	--

池田市多胎家庭サポート事業受入依頼書

年 月 日

様

池 田 市 長

年 月 日付けで申請のあった池田市多胎家庭サポート事業の利用について、利用を決定したので、池田市多胎家庭サポート事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、受入を依頼します。

利用者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日（ 歳）
	住 所 〒 電話番号	
支援内容	<input type="checkbox"/> 家事支援（ ） <input type="checkbox"/> 育児支援（ ） <input type="checkbox"/> 外出支援（ ）	
利用開始日	年 月 日	
備考		

※申請書の写しを添付。

利用者折衝記録簿

利用者氏名	
-------	--

初回訪問日（同伴者）	
------------	--

日付					
利用者又は 受託事業所からの申出内容					
調整内容		対応支援員：			
回答決定内容					
利用日		利用時間		残時間	
日付					
利用者又は 受託事業所からの申出内容					
調整内容		対応支援員：			
回答決定内容					
利用日		利用時間		残時間	
日付					
利用者又は 受託事業所からの申出内容					
調整内容		対応支援員：			
回答決定内容					
利用日		利用時間		残時間	

池田市多胎家庭サポート事業利用辞退届

年 月 日

池田市長 様

下記のとおり、池田市多胎家庭サポート事業の利用を辞退したいので、池田市多胎家庭サポート事業実施要綱第12条の規定により届け出ます。

利用者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日（ 歳）
	住 所 〒 電話番号	
辞退理由		

池田市多胎家庭サポート事業利用終了通知書

年 月 日

様

池 田 市 長

年 月 日に利用開始となっていた池田市多胎家庭サポート事業について、池田市多胎家庭サポート事業実施要綱第14条第1項の規定により下記のとおり終了としたので通知します。

終了日	年 月 日
終了理由	

池田市多胎家庭サポート事業利用依頼終了通知書

年 月 日

様

池 田 市 長

年 月 日に利用開始となっていた池田市多胎家庭サポート事業について、池田市多胎家庭サポート事業実施要綱第14条第2項の規定により下記のとおり終了としたので通知します。

利用者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日（ 歳）
	住 所 〒 電話番号	
終了日	年 月 日	
終了理由		

年 月 日

池 田 市 長 様

池田市多胎家庭サポート事業委託料請求書

住 所

事業者名

代表者名

印

年 月分の利用料について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

利用者氏名	
-------	--

<内訳>

利 用 時 間	単 価	回 数	金 額
1 時間以内	3, 0 0 0 円	回	円
1 時間を超え 1 時間 3 0 分以内	4, 5 0 0 円	回	円
1 時間 3 0 分を超え 2 時間以内	6, 0 0 0 円	回	円
キャンセル	3, 0 0 0 円	日	円

池田市多胎家庭サポート事業実施報告書

年 月分

事業所名 _____

利用者氏名	
利用者住所	池田市

月日	支援内容・特記事項	支援時間		支援者 押印欄
		開始時間	終了時間	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
	<input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> 外出支援	:	:	
		支援合計	時間	
		キャンセル	日	